

『週刊金曜日』人権とメディア  
2006年3月31日 第600号  
山口正紀

## 北陵クリニック事件・控訴審判決

### ——報じられない「迅速裁判」の暴力

この裁判長はいったい、だれに聞かせようとして判決文を読んでいるのか。いや、これは「判決」と言えるようなものなのか。

三月二二日午前、仙台高裁一〇一号法廷で開かれた「北陵クリニック事件」控訴審判決公判。被告人席に姿はなく、弁護人も七人中、四人が退廷させられた。強権的訴訟指揮に抗議した支援者も次々退廷させられ、空席が目立つ法廷。早口で聞き取りにくい田中亮一裁判長の「朗読」が延々と続いた。

二〇〇一年一月、仙台市の北陵クリニック元准看護師・守大助さんが「患者の点滴に筋弛緩剤を混入した」として逮捕され、五件の殺人・殺人未遂の罪で起訴された「事件」。仙台高裁は一審無期懲役判決を支持し、守さんの控訴を棄却。弁護側は即日、上告した。

逮捕当時、メディアは「病院内の無差別殺人事件」と大報道した。

《女兒に筋弛緩剤点滴／元准看護師を逮捕／過去に複数の急死者》(〇一年一月七日付『毎日新聞』)

《背筋凍る”恐怖の点滴”／守容疑者／「容体急変」平然と報告》(同八日付『読売新聞』)

《「女兒」後も急変・死亡／計20人近く容体急変 うち10人死亡》(同一〇日付『朝日新聞』)

新聞、テレビは連日トップ扱いで警察情報を流し、読者・視聴者は「恐怖の点滴男」に戦慄した。

だが、同年七月の一審初公判で、守さんは起訴事実をすべて否認、無実を訴えた。弁護団は「患者の容体急変は、病変や薬の副作用が原因。事件そのものが存在しない」として、検察側主張に反論した。

①筋弛緩剤は通常、静脈注射し、一二分間で血中濃度が半減する。点滴に混入し死に至らせる「凶器性」は医学的に立証されていない。

②起訴五件中、二件について主治医が「心筋梗塞」「薬の副作用」と証言、他の三件も専門医が、てんかん性発作、医療過誤などを指摘。

③「患者の血液・尿などから筋弛緩剤を検出した」とする大阪府警科学捜査研究所の鑑定は、資料の採取、鑑定方法などに不備があるうえ、再鑑定に残すべき資料が全量消費され、証拠能力はない。

④北陵クリニックは経営難から高齢者・重症患者を多数受け入れる一方、救急対応できる医師が退職した後、「容体急変による他病院への転送・死亡」が頻発していた。

とりわけ重大な問題は、鑑定資料の「全量消費」。弁護側が再鑑定を求めても、「もう資料はない」。科捜研の鑑定人は、一審で「他の薬毒物も分析したため」などと弁明したが、弁護側は「鑑定は捏造された疑いがある」と指摘した。

だが〇四年三月三〇日、仙台地裁(畑中英明裁判長)は、「疑惑の鑑定」をほぼ唯一の証拠として、守さんに無期懲役を言い渡した。

昨年六月一五日に始まった控訴審。弁護側は「科捜研鑑定で検出したという化合物は、出現した分子イオンの測定値から見て、筋弛緩剤マスキュラックスの主成分ベクロニウムではな

い」と指摘する影浦光義・福岡大学教授の鑑定意見書を提出。それを裏付ける内外の学術論文の証拠調べを請求した。

さらに、検察が矢島直・東京大学助教授に依頼しながら公判に提出しなかった筋弛緩剤点滴投与に関するシミュレーションの開示、矢島氏の証人調べ、裁判所による筋弛緩剤の質量分析などを求めた。

控訴審は、初公判、第二回(手続きのみ)を経て第三回(七月二〇日)、ようやく実質審理に入った。

ところが、田中裁判長は、橋本保彦・元東北大学教授(一審で検察側主張を補強)の証人尋問が終わると、被告人質問もなしに「事実調べ終了」を宣言、弁護側に次回公判で最終弁論するよう求めた。

弁護側は当然拒否、一〇月五日の第四回公判で、事実調べの継続を求めた。しかし、田中裁判長は証人・証拠調べ、鑑定請求をすべて却下。弁護側が申し立てた異議・裁判官忌避も直ちに却下した。

このため、弁護団は「このような訴訟指揮では被告人の権利を守れない」として全員退廷した。

ところが翌六日、「控訴審結審、3月22日判決」という記事が各紙に掲載された。「いや、驚きました」と阿部泰雄・弁護団長は言う。

「弁護人も支援者も、法廷で裁判長の判決期日指定を聞いていない。記者たちも裁判所事務局で聞いて記事にしたという。それが、公判調書では『弁護人の退廷前に告知した』ことになっていました」

弁護団は、「弁護人不在の期日指定は刑事訴訟法違反」と異議を申し立てたが、これも却下。こうして被告人本人質問も最終

弁論もなしに、「判決」の二二日を迎えた。

午前八時過ぎ、冷たい風が吹きつける裁判所前で「支援する会」の約二〇人が、「公正な判決を求める」ビラを配り始めた。守さんの母・祐子さんがマイクを握る。

「たった四回の公判で何がわかるのでしょうか。なぜそんなに判決を急ぐのですか。息子は、わずか数時間の審理で一生を奪われようとしています。裁判長はなぜ鑑定もせず、息子の言葉にも耳を傾けようとしませんか」

午前一〇時、開廷。直後、佐藤正明弁護人が、「弁護人は期日指定を受けていない。憲法で保障された最終弁論をさせない法的根拠は何か」と裁判長の見解を求めた。

「私は期日を告知した。弁護人の退廷は、弁論の意思がないことを明らかにしたものと裁判長。

「私たちは弁論したいと申し立てた。退廷を弁論の意思放棄とみなす法的根拠は何か」と弁護団。

「先ほど述べた通り」「何も答えていない」「答える必要を認めません。これ以上発言を続けると退廷を命じます」——約三〇分、応酬が続いた。田中裁判長は弁護人四人に次々と退廷を命令、抗議した支援者にも「退廷！」を連発した。

一〇時半過ぎ、ようやく判決言い渡し開始。裁判長は主文を述べず、判決理由から読み始めた。

「(科捜研の)鑑定に疑問はなく、合理的で妥当」「資料の全量消費には合理的理由が認められる」……。

ほとんど一審判決のコピー。審理していないのだから無理もない。

一〇分後、守さんが声を上げた。「裁判長、なぜ鑑定 of 証拠調べをしないんですか。どこで無実を訴えればいいんですか」。回答は「退廷！」。守さんは残る弁護人に頭を下げた後、「裁判長、絶対やってませんから」と叫び、法廷を出た。

正午過ぎ、休廷。記者たちに囲まれた花島伸行・主任弁護人は、「高裁は何も審理しなかった。なぜこんな訴訟指揮をするのか。皆さん、守君の叫びをぜひ記録にとどめていただきたい」と訴えた。

主文が読み上げられたのは、午後三時二〇分過ぎ。各紙の判決報道は、二三日朝刊が中心になった。

《筋弛緩剤事件／守被告2審も無期／仙台高裁判決「証拠能力誤りなし」／被害者の母「罪償って」／被告は「判決でたらめ」》(『朝日』)

《筋弛緩剤事件／守被告2審も無期／仙台高裁控訴棄却「1審、事実誤認ない」／「罪認め償って」被害者の母／被告の母「無実伝えたい」》(『読売』)

《「罪認めてほしい」／筋弛緩剤2審無期／退廷の被告を非難／被害者の母 目頭押さえ切々／弁護側は「事実誤認」》(『毎日』)

《筋弛緩剤事件控訴審／「やってませんから」／守被告退廷、波乱の法廷／「無期判決は当然」被害者の母親会見》(『産経新聞』)

《筋弛緩剤判決／守被告「絶対やってない」／被害者の母「娘に当然と伝える」》(『東京新聞』)

各紙社会面の見出しだ(『毎日』『東京』は一面に本記)。各紙とも、「事件性」を信じた「被害者」家族の言葉を大きく取り上げた。

一方、二審の訴訟指揮を批判したのは、『東京』の解説記事が

《控訴審が誰の目にも納得のできる内容だったのか、疑問が残る》と指摘したぐらい。他紙はほとんど問題にもせず、逆に『産経』解説記事は「裁判の迅速化」の視点から、《今回の訴訟指揮は、時代が求める「適正な刑事裁判」への一つの答えになるだろう》と評価した。

事実調べの最後の場、二審。そこで、証拠調べも被告人質問も弁護側弁論も許さないのは、「三審制」を壊す暴挙だ。だが、こんな強権的「迅速裁判」に、メディアの大半が批判の視点を持たない。

恐ろしい「時代」がやってきた。